

廃液排出量の減量化及び安全対策

〔減量化対策〕

1. 実験で使用した器具等の洗浄について

- ・少量の水等で多回数洗浄すること

(例) 200 mL の実験器具で 1 mL の残渣 (仮定) を洗浄する場合

10 mL ずつ三回洗浄

廃液量 30 mL、希釈効果 1000 倍

200 mL 一回洗浄

廃液量 200 mL、希釈効果 200 倍

上記のように洗浄することによって、廃液を 170 mL 削減でき、洗浄効果が 5 倍に向上します。以上のことから、実験器具等の洗浄は、蛇口から水を直接入れて洗浄しないで、洗浄瓶等を用いて洗浄し、実験廃液の減量化に努めてください。

実験廃液排出責任者 (指導教員) は、研究及び学生実験等実施に当たって、学生等に対して廃液の減量化に取り組むようご指導をお願いします。

2. 有害物質を含まない酸・アルカリ廃液は、排出者自身で原点処理 (中和処理) し、減量化に努めること。

(pH6~8 に調整した後、“流し” に流して良い。なお、中和反応では発熱することがあるので、冷却しながら少量ずつ加えること。)

3. 教育・研究方法等を検討し、減量化に努めること。

〔安全対策〕

1. 実験廃液容器の貯留量は、16 L (線で表示) 以下を厳守すること。

2. 廃液運搬時には、周囲に廃液が漏れないよう廃液容器の内蓋は必ず装着すること。

(今年度、廃液運搬時に廃液容器の内蓋が無く、廃液が運搬者に付着する事故が起っています。)